
令和7年 第9回 球磨村議会定例会会議録(第5日)

令和7年12月12日(金曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第5号)

令和7年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 同意第2号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第2 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第2 議案第70号 財産の取得の変更について(スクールバス)
- 追加日程第3 議案第71号 令和7年度球磨村一般会計補正予算
- 日程第3 発議第7号 球磨村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 行政運営の検証に関する調査特別委員会審査報告
- 追加日程第4 決議第2号 上蔀宏副村長に対する辞職勧告決議
- 追加日程第5 決議第3号 松谷浩一村長に対する不信任決議
- 日程第5 議員派遣について
- 日程第6 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 同意第2号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第2 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第2 議案第70号 財産の取得の変更について(スクールバス)
- 追加日程第3 議案第71号 令和7年度球磨村一般会計補正予算
- 日程第3 発議第7号 球磨村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 行政運営の検証に関する調査特別委員会審査報告
- 追加日程第4 決議第2号 上蔀宏副村長に対する辞職勧告決議
- 追加日程第5 決議第3号 松谷浩一村長に対する不信任決議
- 日程第5 議員派遣について
- 日程第6 閉会中の継続調査について

出席議員(9名)

1番 永椎樹一郎君

2番 西林 尚賜君

3番 宮本 宣彦君
5番 東 純一君
8番 舟戸 治生君
10番 田代 利一君
4番 板崎 壽一君
7番 嶽本 孝司君
9番 高澤 康成君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子 書記 野々原真矢

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上 部 宏君
教育長	大瀬 克彦君	政策審議監	門垣 文輝君
総務課長	高永 幸夫君	復興推進課長	蔵谷 健君
税務住民課長	大岩 正明君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	淋 辰生君	農業委員会事務局長	山口 智幸君
建設課長	毎床 公司君	会計管理者	松舟 祐二君
教育課長	毎床 貴哉君		

午前10時00分開議

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあるとおりです。

日程第1. 同意第2号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、同意第2号球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

ご審議をお願いします。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 今村茂喜氏については、村長が申し上げましたとおり、人格、識見ともに優れておられ、委員に適任であると思っておりますので、皆様方のご賛同をよろしくお願

たします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、7番、嶽本孝司君より、今村茂喜氏を球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意する旨の発言がっております。ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言がっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

ご審議を願います。2番、西林 尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。人権擁護委員候補者の吉田智子氏については、村長が申されましたとおり、人格、識見ともに優れておられ、議員各位、よくご存じいただいていると思います。議会も全会一致で推薦をしていただきますよう、議長においてお取り計らいいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、2番、西林尚賜君より、吉田智子氏を人権擁護委員に推薦する旨の発言がっております。ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言がっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。諮問第3号は諮問のとおり適当と認め推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は諮問のとおり、推薦することに決定しました。

お諮りします。村長から、議案第70号、財産の取得の変更について、議案第71号、令和7年度球磨村一般会計補正予算について、追加上程の申出がっております。これを日程に追加し、上程したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、議案第71号を日程に追加し、追加日程第2、第3として上程することに決定しました。

追加日程第2. 議案第70号 財産の取得の変更について（スクールバス）

○議長（舟戸 治生君） それでは、追加日程第2、議案第70号財産の取得の変更についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。それでは、説明をさせていただきたいと思います。

上程いただきました議案第70号、財産の取得の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、取得の変更を行う財産は、令和7年第4回定例会において議決をいただいておりますスクールバスの取得について、取得する価格を935万380円から933万4,430円に変更を行うものでございます。

変更を行う理由といたしましては、納入に向けて手続を進めている中、以前議決をいただきました価格の中に、球磨村では不要となる車庫証明に係る手続代行費用及び預かり法定費用が含まれていることが判明したため、変更をお願いするものでございます。

なお、現在は、変更契約の仮契約中で、期限である令和7年12月22日までの納入を予定しております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 議案第71号 令和7年度球磨村一般会計補正予算

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第3、議案第71号、令和7年度球磨村一般会計補正予算を上程します。

本案件について、村長の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第71号、令和7年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まずは、歳出からご説明いたします。

予算書11ページの財産管理費では、渡地区遊水地事業の用地確保のため、エリア内の工作物を移転する工事を行います。また、塚の丸団地の宅地内の2工区エリアの地盤材を均一化するため、土砂入れ替え工事を行います。

予算書12ページの児童福祉総務費では、国の事業基準額の変更に伴い、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業の各補助金を増額補正し、地域の子育て支援体制のさらなる充実を図ります。

予算書13ページの道路維持費では、国の補助金を活用して、林道、村道、岡線の舗装工事を継続して行います。

予算書14ページの学校管理費では、陶器の衛生管理、給食の安定的な供給のため、給食室の老朽化した給湯器を更新します。

歳入については、国、県支出金を事業費や交付決定等に合わせて補正するとともに、繰入金及び地方債等を追加しております。なお、繰入金は、介護保険、施設事業者不正請求等事案に絡み、介護給付費返還に伴う一般会計の負担分を介護保険特別会計から繰り入れます。このようなことから、3,903万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億7,493万5千円とする予算を編成したところでございます。

また、各種事業で年度内の執行ができないと見込まれる事業につきましては、第2表で繰越明抛費として提案申し上げます。

なお、第3表にお示ししております債務負担行為補正については、球磨村診療所機器取得事業を追加し、期間を令和7年度から令和8年度までとしております。さらに地方債は第4表にお示ししておりますとおり、橋梁、長寿命化事業等の増額を行い補正しております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。建設課長にお尋ねをしたいと思います。

13ページの岡線の道路維持工事で、今回提案理由の中で舗装工事をされるということでございました。9ページの道路整備事業の交付金とか、あるいは土木債の改良事業債を使って、今回

1,100万円の予算立てをしてあると思うんですが、岡線は今現在、舗装は分かるんですよ。舗装工事をするのは分かるんですけども、年次計画的に改良、カーブの切り取りであるとか、いろんな狭隘なところを拡幅をするとか、そういう事業計画というのがあって、今回なぜ舗装をということに至ったのか、ちょっとそこを教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

現在、岡線の改良工事は、令和2年度から現在ストップしているような状況でございまして、改良工事については全般的に村内の改良工事は現在行っていないところで、岡線についてはどうしても舗装がかなり荒れている部分でございまして、舗装計画の基に5か年で計画をして、今回前押しで補正のほうをさせていただくという形で進めております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ということは、課長、また道路改良と言いますか、そういうのはまだ、補助といういろいろな国のそういう中で工事改良はないけども、やると言いますか、やっぱり今の状況の中でカーブの切り取り、見通しの悪いところだとか、という計画そのものはあるということで、それを順次、予算が補助であるとか、そういうのを見ながら、順次計画的にやっていくということは、やっていくということによろしゅうございますか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 令和2年災害復興改良工事というのが、全てストップという形を取っております。まずは被災した災害の復旧、復興、そちらのほうを優先的にするというところで、計画的にはございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。予算書14ページの学校管理費、備品購入費ということで、給湯器3台を購入しますということで、全協辺りで説明を受けましたけれども、何台があるうちの3台なのか、その3台が今現在どういう劣化、破損をしているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） ただいまの質問にお答えいたします。

給湯器3台ということで、給湯器のほう、これは下処理、あと洗浄室、あと調理室、3か所に3台ございまして、こちらのほうが3台とも給湯器のエラーメッセージが表示されまして、1つを使用すると、お湯の出が少量となるというような症状が出てきておるというところで、修繕というのも当然考えたところではございますけども、もう10年以上たっているというところで、交換部品がないため付け替えをというところで予算を計上させていただきました。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 3台のうち3台ともということと、古くなって更新をされるということだと思いますけども、学校の校舎が古くなってということの中で、給食室も校舎と同じ年代に造られたんだと思いますけども、今現在、学校施設検討委員会等で校舎をどうするかということの中で、今回、給湯器を更新されますけども、一般財源で予算を通されておりますので、次、校舎がどうなるか分かりませんが、こういったところも、校舎を建て直すので給食室を新たに造る、じゃあ給湯器も更新しますじゃなくて、こういうのをしっかりと利用していただきたいと思いますけども、そういった考えがないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 今、西林議員が言われましたように、そのときの備品と言いますか、設備の状況にもよりますが、利用できるものはできるだけ利用をしていきたいというふうには考えているところです。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 何年先になるのか、給食室も新たなものになっていくんだろうと思いますけども、そのときしっかりと機器の状態を確認していただいて、利用できるのであれば使っていただきたいと思います。

議長、関連質問でよろしいでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） どうぞ。

○議員（2番 西林 尚賜君） 学校施設検討委員会ということで、今現在、進められています学校建設について。一昨日、東議員の一般質問でもありましたとおり、保護者向けに12月17日ですか、学校建設について、これまでの経緯も含めて、県と議会の内容も含めて話をされるということですが、私9月の一般質問で、この学校建設について一般質問をして、やっぱりこの候補地を渡から一勝地に変えるということの中で、説明責任はしっかりやってくださいという話をさせていただきました。

教育長は早急に保護者を集めてやると、村長は座談会辺りを開いてやっていくということであったんですけども、実際そういう説明、回答がなされていないという状況です。中には学校施設検討委員会のメンバーさんですら、渡に持って来れないのか、そういう話もやっぱりされます。保護者についても、いやまだ渡じゃないのかという話もお聞きします。やっぱり説明責任がなされていないんだと思います。9月に言って12月17日、やっぱり遅いんだと思います。村長は春に座談会をということではありましたけども、やっぱりその辺はしっかりと住民さん、保護者に説明が必要だと思います。答弁はいりませんが、私の思いとしては、早く説明責任を果たしていただきたいと思いますので、その辺はよろしくお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 10ページの土木費、橋梁、河川などがありますけれども、去年、橋梁をして半年ぐらい看板を立てて足場を組んでおりました。今年また同じところに看板立ってますね。去年は何をされて、今回は何をされますか、分かりますか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

橋梁の看板ということで、工事の内容といたしましては、橋梁の近接目視点検または渡大槻線の水篠橋の補修工事と浦野線の（ ）の工事費となっています。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 田代線にも何か所かありますよ、今度は。分かりますか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） その看板については、橋梁のほうの目視点検の部分での看板ではないかと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） これされてなくて、今年新たにされるのはいいと思いますけれども、看板が何日から何日までの何日間って書いてあって、時間通行止、いつ止まっているかと。そこにある牧場に毎日餌を運んでおられます。いつの時間やろかということで、分からんと言っていました。10日内のうちのいつか。分かればそのところは何日ということで、まあ点検都合があるならしょうがないので、できればもう何日と書いていただかなければ運びようがないってちょっと聞きましたので、確認をしっかりとってください。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 恐らく議員言われたとおり、天候の都合とか、点検車の都合とかそういうものがあるかと思われまますので、極力その辺は皆様方と打ち合わせをしながら、分かる範囲でできるだけ詳細に対応したいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。

議案第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第3. 発議第7号 球磨村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、発議第7号球磨村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この内容については、ご理解いただいていると思いますので、これから採決をします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 行政運営の検証に関する調査特別委員会審査報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、行政運営の検証に関する調査特別委員会審査報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。令和7年第7回定例会において設置された行政運営の検証に関する調査特別委員会の調査結果をご報告申し上げます。

本委員会は、辞職勧告決議で示した5つの項目をはじめ、村政に関する問題を一つひとつ解決していく必要があると考え、これまで10月1日、10月23日、11月18日と3回の委員会を開催しました。

しかし、執行部からの回答は本委員会を通じてほとんど同じで、従来の主張を繰り返すだけで何の進展もありませんでした。

本委員会で審議した内容について、それぞれの項目ごとに申し上げます。

1つ、辞職勧告決議の中で示した5項目について。

1、一勝地温泉「かわせみ」における未払金の問題について。

松谷村長は、村から未払金を支出することは適当ではなく、また未払金が発生した原因は、株式会社トラックセッションにあることから、私自身が責任を取る必要はない。今後は、物価高騰支援等により、商工業者への支援で対応するとの見解を示しました。

未払金の問題に関しては、議会から再三、清算の確認を要請したにもかかわらず放置し、そもそも松谷村長がもっと早い段階で決断をしていれば、多額の未払金が発生することもなかったと思われる。未払金の支払い方法に関しても、3つの方法があると議会に提示してから半年以上何も策を講じずに放置し、自分には責任がないというのは、道義的に考えても、無責任極まりな

い回答です。

さらに、物価高騰支援により、商工業者への支援を考えるとというのは、債権者への救済にはならず、論点のすり替え以外の何物でもありません。

「かわせみ」の事業者、従業員に未払金が発生してからもう1年が経過しております。この間、松谷村長が繰り返してきたのは、株式会社トラックセッションと交渉するという事だけで、未払金の債権者に対して何一つ手を打っていません。この先どれだけ時間をかけても、未払金が支払われる見込みはなく、責任も取らない、これは村のトップとして村民に示す姿勢であるとは信じ難い事実です。

2、一般社団法人くまむら山村活性化協会について。

清算に当たっては、村に非はないと判断し、今後は法的手続以外、関与しないという回答でした。しかし、まだ不透明部分があり、説明責任を果たしていないと思われれます。

3、人事異動について。

松谷村長からは、これまで以上に各課長との連携を図りながら慎重に行うとの回答がありましたが、村長、副村長に本当に適材適所の人事を行うことができるのか。安易な戻し人事を行い、結果的に退職者を出すなど、その資質を疑う点が多々あり、疑問は解消されておられません。

4、村長の職員に対する発言等について。

職員との信頼回復は、半年以上たっても修復できていないと思われれます。職員、管理職の不信感はさらに募っており、信頼関係が崩壊している状態です。そして、この委員会を開催する間にも、問題解決が図られないことに加え、村長の政治的交渉力の欠如からなる更なる行政問題が発生し、職員の業務に支障を来す事態となっております。

5、義務教育学校一体型校舎建設について。

令和5年度に、議会が一勝地での一体型校舎建築の提言書を提出したにもかかわらず、この問題を2年間も放置し、今年になってようやく表明するというのは自らの決断力の乏しさを露呈するものであり、村民への説明責任を果たしているとは言えない状況もあります。

また、決断の遅さから補助金等の問題も発生しており、一体型校舎建築に当たっては今後も先行きが心配される点があります。

以上の5点のほか、新たな問題も発生しております。

2つ、千寿園の無償貸付について。

本議会は、当初から建物は条例を適用して無償にするのはいいが、駐車場は有償が基本であり、千寿園の駐車場に公共性はないので、議会の決議を得るべきであると主張してまいりました。駐車場を無償にすることの是非以前に、議会に諮るべきであるというのが議会の見解です。

しかし、村長は議会の意見に耳を貸すことなく、検討もしないまま一体的に無償貸与とする契

約を結び、本委員会において、無償貸付に問題はないが、議会の主張も分かるので、契約はこのままだが、今後有償貸与について協議したいと曖昧な無責任な説明を繰り返しました。

議会からは、契約を起算日扱いでやり直し、駐車場については災害を理由に期間を区切って無償にすることや、減額による契約を議会に凶ることもできると具体的な案を示しております。

議会に対して、自分の非を決して認めず、意見を受け止めることのない松谷村長の姿勢は、あまりにも傲慢であり、議会軽視の最たるものでございます。

3つ目、診療所の指定管理について。

診療所の指定管理については、最近になって議会に報告がありましたが、相手方に対して本当に誠心誠意に対応してきたのか疑問であります。

ましてや議会には、いまだに運営計画等詳細は何も示されておられません。松谷村長自身も政治的交渉力の欠如と認めたように、4月から指定管理ができなかった場合の政治責任は大変重いということを認識していただきたいと思います。

以上、調査特別委員会において協議した内容を申し上げます。

松谷村長においては、議会に対して自分が正しいと強引に物事を進め、否決されると議会が賛成しないからと議会への責任転換を公言されてきました。

また、辞職勧告を決議した議会を軽んじている以上に、職員、ひいては村民の信頼をも踏みにじっていることを理解してください。

松谷村長の判断力、決断力における政治的能力の乏しさから、村がまさに危機的状況にあります。

本委員会としては、松谷村政では正常な行政運営や判断は不可能で、このままでは球磨村はますます混乱、停滞し、村への将来に禍根を残すということから、不信任に値するというのが本委員会の結論です。

松谷村長におかれては、この報告を真摯に受け止められるよう申し上げ、行政運営の検証に関する調査特別委員会からの委員長報告といたします。

令和7年12月12日

行政運営の検証に関する調査特別委員会委員長 宮本宣彦

○議長（舟戸 治生君） ただいまの委員長報告について質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから行政運営の検証に関する調査特別委員会審査報告について採決をいたします。この採決は起立によって行います。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（舟戸 治生君） お座りください。起立多数です。したがって、行政運営の検証に関する調査特別委員会審査報告については、委員長報告のとおり決定しました。

これで行政運営の検証に関する調査特別委員会による調査を終了いたします。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 10番です。動議を提出いたします。上葦副村長に対する辞職勧告決議を高澤康成議員外6名の議員の賛同を得ましたので動議として提出したいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、10番、田代利一君から上葦副村長に対する辞職勧告決議の動議が提出されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時40分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に配付しましたとおり、上葦副村長に対する辞職勧告決議の動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

お諮りします。本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

追加日程第4. 決議第2号 上葦副村長に対する辞職勧告決議

○議長（舟戸 治生君） 追加日程第4、決議第2号上葦副村長に対する辞職勧告決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 10番です。ただいま、上程されました上葦副村長に対する辞職勧告決議について提案理由を申し上げます。

上葦副村長は、令和5年3月定例会において、本議会の同意を得て副村長に就任したものです。

その上葦副村長に対し、本議会が本年6月定例会で、村長とともに辞職勧告を行ったにもかかわらず、議会に対しては、村長と一緒に講演会、支援者の皆さんと直接お会いして、いろんな意見をいただいたと発言し、続投を表明しています。

本来であれば、まず副村長に同意をした議会に対し、話をするのが筋ではなかったでしょうか。

また、辞職勧告から既に6か月が経過していますが、上葦副村長が真摯に対応してきたとは到

底考えられません。

1、山積する様々な課題に対し、松谷村長が判断できるようにマネジメントを行い、職員に資料を出して問題解決を図っている姿勢は見えません。

2、管理職と信頼関係を築き、職員の士気を高め、政策に反映できるような行動が取れておりません。

3、村長が不在のとき、職員はもとより、地域とコミュニケーションを取り、住民にとっても信頼される存在となるような対応が全くできていません。

4、副村長は特別職であり、年次休暇はないにもかかわらず、自由に個人的な理由による休みが非常に多い。

5、議会全員協議会において、副村長としての資質を疑うような発言を繰り返しており、看過できない状況です。

復旧復興が急がれる球磨村にあって、現在の行政の混乱、停滞は村政にとって危機的状況であり、選任に同意した議会が求めていた職責と大きく乖離し、実行と信頼の要であるべき副村長が全く機能していない状況を、本議会はこれ以上容認することはできません。

よってここに、上蔀宏副村長に対して2度目の辞職勧告決議を提出し、速やかに職を辞するよう勧告するものです。

以上、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。この採決は起立によって行います。本決議に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） お座りください。全員起立です。したがって、決議第2号、上蔀宏副村長に対する辞職勧告決議は原案のとおり可決されました。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 9番です。動議を提出いたします。松谷浩一村長に対する不信任決議を、田代利一議員外5名の議員の賛同を得ましたので動議として提出したいと思えます。よろしく願います。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、9番、高澤康成君から松谷浩一村長に対する不信任決議の動議が提出されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時45分休憩

午前10時50分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に配付しましたとおり、松谷浩一村長に対する不信任決議の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

お諮りします。本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

追加日程第5. 決議第3号 松谷浩一村長に対する不信任決議

○議長（舟戸 治生君） 追加日程第5、決議第3号松谷浩一村長に対する不信任決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） ただいま上程されました、松谷浩一村長に対する不信任決議について、提案理由を申し上げます。

本議会は、令和7年6月定例会において、問題を先送りにして何も解決せず、その不誠実な対応と村長としての資質を欠く発言により、村民はもとより、議会、職員、関係各般に大きな混乱を招いているとして、松谷村長及び上蔀副村長に対して辞職勧告を決議いたしました。

また、9月定例会において、行政運営の検証に関する調査特別委員会を設置し、3回にわたり委員会を開催いたしました。結果については先ほどの委員長報告のとおりであり、問題解決には「時間がかかります。検討します。」という言葉と、自分で判断できず「職員と決めました。」という責任転嫁の発言を繰り返す状況は、今後何度委員会を開催しても問題解決が図られる見込みはなく、松谷村長は不信任に値するという結論であります。

特に調査特別委員会において、一勝地温泉「かわせみ」の未払金や千寿園の無償貸付の問題について、全く改善されないまま今現在も先送りしているのは、あまりにも傲慢で議会軽視の最たるもので、これが村のトップとして村民に示す姿勢なのかと信じ難い思いがあります。

その上、診療所の指定管理に関して、交渉相手に不信感を与えるなど村長自身が認めたように政治的交渉力の欠如から、村の地域医療の要である診療所の存続が危ぶまれる重大事案も浮上しております。

松谷村長は、これまで議会に対して自分が正しいと強引に物事を進め、否決されると、議会が賛成しないからと議会への責任転嫁を公言してきました。しかし、自身の政治的判断能力の乏しさにより、村政が進まず、復旧復興の方向性が見えてこないのが現実です。

復旧復興を進めるに当たって、先日、議会と執行部において金子大臣への要望活動を行いました。今後、国や県の支援を仰ぐ事案が増えていくと思います。

しかし、今も職員、管理職との信頼関係を修復できず、溝が埋まっていない状況で、業務にも支障を来しています。また、議会からの提言、指摘も無視することのみならず、近隣町村との信頼関係も崩壊している現状では、松谷村長による正常な行政運営や判断は不可能で、このままでは村はますます混乱、停滞し、衰退の一途をたどることは明白であります。

本議会は、松谷村長が村政の混乱と信頼を失墜させた政治的、道義的責任は免れ得ないものであり、村民のために1日も早く球磨村を通常の姿に戻すべきであると考えます。

松谷村長におかれては、賢明な判断をいただき、即刻退陣され、今後の村政に関わられないことが村民にとって最良の判断であると申し上げ、松谷村長に対する不信任決議の提案理由の説明といたします。

以上、審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。この採決は起立によって行います。

村長不信任の議決については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。出席議員は9人であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は7人です。本決議に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） 着席をお願いします。ただいまの起立者は4分の3以上です。したがって、松谷浩一村長に対する不信任決議は可決されました。

日程第5. 議員派遣について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議員派遣を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第6. 閉会中の継続調査について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、閉会中の継続調査を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定によって、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本会議において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第9回球磨村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員